

議第8号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年3月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

住宅の共用部分	以下のもの		
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
住宅以外の建築物	用途に応じて一次	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
	エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物	床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	154,000
	を用いた知事が定める計算方法（以下この表において「モデル建物法」という。）による場合	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)	
	その他の場合	床面積が300m ² 以下のもの	256,000
		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	407,000

住宅の共用部分	以下のもの		
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの		191,000
住宅以外の建築物	用途に応じて一次	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
	エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	117,000
	を用いた知事が定める計算方法（以下この表において「モデル建物法」という。）による場合	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)	
	その他の場合	床面積が300m ² 以下のもの	242,000
		床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	303,000
		床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	391,000

				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	580,000
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	711,000
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	838,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	956,000

(40)の7 法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建て住宅の項 (略)			
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)			
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000	
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
			住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000	
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
			その他の場合	一戸建て住宅の項 (略)		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)		
一戸建ての	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)					
住宅以外の	床面積が300m ² を超え2,000m ²	98,000				

				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	558,000
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	687,000
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	812,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	926,000

(40)の6の2 法第55条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建て住宅の項 (略)			
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)			
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	10,000	
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000	
			住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	10,000	
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000	
			その他の場合	一戸建て住宅の項 (略)		
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)		
一戸建ての	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)					
住宅以外の	床面積が300m ² を超え1,000m ²	74,000				

住宅の共用部分	以下のもの		
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
住宅以外の建築物	モデル建築物法による場合	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	<u>80,000</u>
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
	その他の場合	床面積が300m ² 以下のもの	<u>129,000</u>
		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	<u>207,000</u>
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	<u>298,000</u>
		床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	<u>369,000</u>
床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの		<u>436,000</u>	

住宅の共用部分	以下のもの		
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	<u>98,000</u>	
住宅以外の建築物	モデル建築物法による場合	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
		床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	<u>60,000</u>
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	<u>80,000</u>	
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
	その他の場合	床面積が300m ² 以下のもの	<u>122,000</u>
		床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	<u>153,000</u>
		床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	<u>199,000</u>
床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの		<u>287,000</u>	
床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの		<u>357,000</u>	
床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	<u>423,000</u>		

下のもの	
床面積が25,000m ² を超えるもの	500,000

				下のもの	
				床面積が25,000m ² を超えるもの	485,000
(40)の7	建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料	法第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係るもの	ア ウ及びエに掲げる建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部、(40)の7の2の部、(40)の8の部、(40)の8の2の部及び(40)の8の3の部において「法」という。）第12条第1項及び第13条第2項に規定する計画に係る建築物	床面積が300m ² 以下のもの	92,000
				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	117,000
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	154,000
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	248,000
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	324,000
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	390,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	457,000

エネルギー
消費性
能適合性
判定

1項第1 号口に掲 げる基準 を満たし ているこ とを確認 する場合 に限る。)		
イ ウ及び エに掲げ る建築物 以外の建 築物（省 令第1条 第1項第 1号口に 掲げる基 準を満た している ことを確 認する場 合を除く 。）	床面積が300m ² 以下のもの	242,000
	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	303,000
	床面積が1,000m ² を超え2,000 m ² 以下のもの	391,000
	床面積が2,000m ² を超え5,000 m ² 以下のもの	558,000
	床面積が5,000m ² を超え10,000 m ² 以下のもの	687,000
	床面積が10,000m ² を超え25,000 m ² 以下のもの	812,000
	床面積が25,000m ² を超えるもの	926,000
ウ エに掲 げる建築 物以外の 用途が工 場である 建築物そ の他市長 が定める 建築物	床面積が300m ² 以下のもの	19,000
	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	28,000
	床面積が1,000m ² を超え2,000 m ² 以下のもの	40,000
	床面積が2,000m ² を超え5,000 m ² 以下のもの	99,000
	床面積が5,000m ² を超え10,000 m ² 以下のもの	151,000

				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	187,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	233,000
			エ 法第3	床面積が300m ² 以下のもの	10,000
			4条第1	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	18,000
			項の認定		
			を受けた	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	29,000
			建築物エ		
			ネルギー	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	85,000
			消費性能		
			向上計画	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	135,000
			に係る同		
			条第3項	床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	170,000
			に規定す		
			る他の建	床面積が25,000m ² を超えるもの	213,000
			築物		
(40)の7の	建築物エ	法第12	ア ウ及び	床面積が300m ² 以下のもの	47,000
2 法第	ネルギー	条第2項	エに掲げ	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	60,000
12条第	消費性能	及び第1	る建築物		
2項及び	適合性判	3条第3	以外の建	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	80,000
第13条	定変更申	項に規定	築物(省		
第3項に	請手数料	する計画	令第1条	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	133,000
規定する		の変更	第1項第		
計画の変		に係る建	1号口に	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	176,000
更に係る		物エネル	掲げる基		
建築物エ		ギー消費	準を満た	床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	212,000
ネルギー		性能適合	している		
消費性能		性判定に	ことを確	床面積が25,000m ² を超えるもの	250,000
適合性判		係るもの	認する場合		
定			に限る		
			。)		
			イ ウ及び	床面積が300m ² 以下のもの	122,000

エに掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。）	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	153,000	
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	199,000	
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	287,000	
	床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	357,000	
	床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	423,000	
	床面積が25,000m ² を超えるもの	485,000	
	ウ エに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物	床面積が300m ² 以下のもの	11,000
	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	15,000	
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	22,000	
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	58,000	
床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	89,000		
床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	110,000		
床面積が25,000m ² を超えるもの	138,000		
エ 法第3条第1項の認定を受けた建築物エネルギー	床面積が300m ² 以下のもの	6,000	
床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	10,000		
床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000		
床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	51,000		

(40)の8 建築物の エネルギー 消費性能の向上 に関する 法律（平成27年 法律第53号。以下この部 、(40)の2の 部及び(40)の8の 3の部に おいて「 法」とい う。）第 29条第 1項に規 定する建 築物エネ ルギー消 費性能向	性能向上 計画認定 申請手数料	登録住宅 性能評価 機関が法 第30条 第1項各 号に掲げ る基準に 適合する ことを証 する書面 を添付す る場合そ の他知事 が定める 方法によ る場合	一戸建ての住宅の項 (略)		1の建築物 をもつて1 件とする。	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)			
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え2,000m ²		29,000
				以下のもの		
			床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)			
			住宅以外の 建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え2,000m ²		29,000
				以下のもの		
			床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)			
その他の 場合	一戸建ての住宅の項 (略)					
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)					
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)				
		床面積が300m ² を超え2,000m ²	191,000			

(40)の8 法第34 条第1項 に規定す る建築物 エネルギー 消費性能 向上計画 の認定の 申請に 対する審 査	性能向上 計画認定 申請手数料	登録住宅 性能評価 機関が法 第35条 第1項各 号に掲げ る基準に 適合する ことを証 する書面 を添付す る場合そ の他知事 が定める 方法によ る場合	消費性能 向上計画 に係る同 条第3項 に規定す る他の建 築物		m ² 以下のもの	
			床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	81,000		
			床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	102,000		
			床面積が25,000m ² を超えるもの	128,000		
			一戸建ての住宅の項 (略)			
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)			
			一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)		
				床面積が300m ² を超え1,000m ²	18,000	
				以下のもの		
			床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの			
床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)						
住宅以外の 建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)					
	床面積が300m ² を超え1,000m ²	18,000				
	以下のもの					
床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの						
床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)						
その他の 場合	一戸建ての住宅の項 (略)					
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)					
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)				
		床面積が300m ² を超え1,000m ²	146,000			
以下のもの						
床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの						

上計画の
認定の申
請に対す
る審査

	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
住宅以外の 建築物	建築物エ ネルギー	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
	消費性能 基準等を 定める省 令(平成 28年経 済産業省 ・国土交 通省令第 1号。以 下この部 、(40)の 8の2の 部及び(4 0)の8の 3の部に おいて「 省令」と いう。)	床面積が300m ² を 超え2,000m ² 以下 のもの	154,000
	第10条 第1号イ (2)及びロ (2)の基準 を満たし ているこ とを確認 する場合	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25, 000m ² を超えるものの項 (略)	
その他の 場合	床面積が300m ² 以 下のもの		256,000

	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
住宅以外の 建築物	省令第1 0条第1 号イ(2)及 びロ(2)の 基準を満 たしてい ることを 確認する 場合	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
		床面積が300m ² を 超え1,000m ² 以下 のもの	117,000
		床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以 下のもの	154,000
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25, 000m ² を超えるものの項 (略)	
その他の 場合	床面積が300m ² 以 下のもの		242,000

				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	407,000
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	580,000
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	711,000
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	838,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	956,000

(40)の8の2 法第31条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)	性能向上	登録住宅性能評価機関が法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法によ	一戸建ての住宅の項 (略)		
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)		
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)	
			住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000				

				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	303,000
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	391,000
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	558,000
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	687,000
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	812,000
				床面積が25,000m ² を超えるもの	926,000

(40)の8の2 法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)	性能向上	登録住宅性能評価機関が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法によ	一戸建ての住宅の項 (略)		
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)		
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	10,000
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000
			床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)				
	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	10,000			
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	17,000			

費性能向上計画の変更の認定の申請に併せて新たに追加される建築物にあっては(40)の8の部の手数料を適用する。)

る場合	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項(略)		
その他の場合	一戸建ての住宅の項(略)		
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項(略)		
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項(略)	
		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	98,000
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項(略)	
	住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m ² 以下のものの項(略)
床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの			80,000
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項(略)	
その他の場合		床面積が300m ² 以下のもの	129,000
		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	207,000
	床面積が2,000m ²	298,000	

費性能向上計画の変更の認定の申請に併せて新たに追加される建築物にあっては(40)の8の部の手数料を適用する。)

る場合	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項(略)			
その他の場合	一戸建ての住宅の項(略)			
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項(略)			
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項(略)		
		床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	74,000	
		床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	98,000	
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項(略)		
	住宅以外の建築物	省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m ² 以下のものの項(略)	
			床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	60,000
			床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	80,000
			床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項(略)	
その他の場合		床面積が300m ² 以下のもの	122,000	
	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	153,000		
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	199,000		
	床面積が2,000m ²	287,000		

				を超え5,000m ² 以下のもの			
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	369,000		
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	436,000		
				床面積が25,000m ² を超えるもの	500,000		
(40)の8の3 法第36条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	性能表示認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建ての住宅の項 (略)			1申請をもつて1件とする。	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)				
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)			29,000
				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの			
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)			
			住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)			29,000
				床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの			
				床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)			
			その他の場合	一戸建ての住宅の項 (略)			
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)			
一戸建ての住宅以外の	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)						
	床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの			191,000			

				を超え5,000m ² 以下のもの			
				床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	357,000		
				床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	423,000		
				床面積が25,000m ² を超えるもの	485,000		
(40)の8の3 法第41条第1項に規定する建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	性能表示認定申請手数料	登録住宅性能評価機関が法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書面を添付する場合その他知事が定める方法による場合	一戸建ての住宅の項 (略)			1申請をもつて1件とする。	
			一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)				
			一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)			18,000
				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの			
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの			
			住宅以外の建築物	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)			18,000
				床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの			
				床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの			
			その他の場合	一戸建ての住宅の項 (略)			
				一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分の項 (略)			
一戸建ての住宅以外の	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)						
	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの			146,000			

住宅の共用部分	以下のもの		
	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの の項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)		
住宅以外の建築物	省令第1条第1項	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
	第1号口の基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	154,000
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)	
	その他の場合	床面積が300m ² 以下のもの	256,000
		床面積が300m ² を超え2,000m ² 以下のもの	407,000
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	580,000
床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの		711,000	
	床面積が10,000m ²	838,000	

住宅の共用部分	以下のもの		
	床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの		191,000
住宅以外の建築物	省令第1条第1項	床面積が300m ² 以下のものの項 (略)	
	第1号口の基準を満たしていることを確認する場合	床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	117,000
		床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	154,000
	その他の場合	床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のものの項～床面積が25,000m ² を超えるものの項 (略)	
		床面積が300m ² 以下のもの	242,000
		床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	303,000
		床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	391,000
		床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	558,000
		床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	687,000
		床面積が10,000m ²	812,000

を超え25,000m ² 以下のもの	
床面積が25,000m ² を超えるもの	956,000

			を超え25,000m ² 以下のもの	
			床面積が25,000m ² を超えるもの	926,000
(40)の9 建築物のエネルギー消費性の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条に規定する軽微な変更 に該当することを証する書面の交付	軽微変更 該当証明書 交付手数料	(1) (3)に掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）	床面積が300m ² 以下のもの	23,000
			床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	30,000
			床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	40,000
			床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	66,000
			床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	88,000
			床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	106,000
			床面積が25,000m ² を超えるもの	125,000
			(2) (3)に掲げる建築物以外の建築物（省令第1条第1項第1号ロに掲げるもの	60,000
			床面積が300m ² を超え1,000m ² 以下のもの	77,000
			床面積が1,000m ² を超え2,000m ² 以下のもの	99,000
			床面積が2,000m ² を超え5,000m ² 以下のもの	143,000
			床面積が5,000m ² を超え10,000m ² 以下のもの	178,000
			床面積が10,000m ² を超え25,000m ² 以下のもの	211,000

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(41)の部～(59)の部 (略)

備考
 1～9 (略)
 10 (40)の6の部及び(40)の7の部に規定する審査において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納付しなければならない。
 11 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければ

	げる基準を満たしていることを確認する場合を除く。)	床面積が25,000㎡を超えるもの	242,000
(3) 用途		床面積が300㎡以下のもの	5,000
が工場		床面積が300㎡を超え1,000㎡以下のもの	7,000
である		床面積が1,000㎡を超え2,000㎡以下のもの	11,000
建築物			
その他		床面積が2,000㎡を超え5,000㎡以下のもの	29,000
市長が			
定める		床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの	44,000
建築物			
		床面積が10,000㎡を超え25,000㎡以下のもの	55,000
		床面積が25,000㎡を超えるもの	69,000

(41)の部～(59)の部 (略)

備考
 1～9 (略)
 10 (40)の6の部及び(40)の6の2の部に規定する審査において、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)により低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納付しなければならない。
 11 (40)の8の部及び(40)の8の2の部に規定する審査において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりエネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ようとする者は、同各部に規定する手数料のほか、当該申出に係る建築物の確認の申請又は計画の通知に対する審査に係る手数料を納入しなければ

ならない。

ならない。

1 2 (40)の7の部、(40)の7の2の部及び(40)の9の部において「床面積」とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「判定」という。）を行う建築物の床面積をいう。

1 3 (40)の7の部及び(40)の7の2の部における建築物について、判定を行う建築物にウに掲げる建築物（以下この項及び次項において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、ア又はイに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じた額及びウに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額（当該合計した額が、ア又はイに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じた額を超える場合にあっては、当該額）とする。

1 4 前項の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であり、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、ウに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じた額とする。

1 5 前2項の規定は、(40)の9の部における建築物について準用する。この場合において、第13項中「ウに掲げる建築物」とあるのは「(3)に掲げる建築物」と、「ア又はイに掲げる当該工場等以外の建築物」とあるのは「(1)又は(2)に掲げる当該工場等以外の建築物」と、「ウに掲げる当該工場等」とあるのは「(3)に掲げる当該工場等」と読み替えるものとする。

2 (略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第1項の表(40)の6の部から(40)の9の部までの規定は、令和3年4月1日以後に申請のあつた事項に係る手数料について適用する。